

入 札 説 明 書

令和 5 年 4 月 24 日
狭 山 市 教 育 委 員 会
生涯学習部教育施設管理課

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 工 事 名 称 | 狭山市立中央中学校校内装及び外壁等改修工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 狭山市入間川 1752 番地 1 |
| 3. 工 期 | 契約日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで |
| 4. 工 事 概 要 | 中学校校舎（鉄筋コンクリート造 4 階建て）の改修工事
・外壁改修工事
・屋上防水改修工事
・建具改修工事
・小荷物専用昇降機改修工事
・トイレ改修工事
・給水設備改修工事 ほか |
| 5. 見積用設計図書 | 設 計 図 表紙共 1 3 3 枚
参考数量書 表紙共 1 2 3 枚 |
| 6. 設 計 に 関 す る
質 問 回 答 | 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出する
受付日時 令和 5 年 5 月 9 日（火）午前 1 0 時まで
回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載
回答日時 令和 5 年 5 月 1 2 日（金）午前 1 0 時から |
| 7. 工 事 場 所 の
管 理 運 営 | ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
・工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施すること。
・工事用給排水電力等は受注者の責によること。
・搬入路及び周辺道路においては、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、十分な安全対策を講じること。
・生徒の通学路と搬入路が重複するため、登下校の時間帯の搬出入を避ける等、特に安全に配慮して工事を行うこと。
・道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
・校舎内での作業は、騒音、断水、停電等によって学校の運営に支障がない |

8. そ の 他

よう夏季休暇期間等を実施するなど十分に学校との調整を図ること。

- ・本工事は文部科学省の補助対象事業であり、会計検査の受検対象となった際には資料作成等の協力をする事。

- ・下記の作業は、期日までに引き渡すこと。

一配膳室、普通教室、通級教室、特別支援室

：令和5年8月31日まで

ただし、不測の事態により上記の事項に遅れが生じる場合は、監督員と十分に協議を行い、工事工程を計画すること。

- ・その他の室についても各部屋の引き渡し時期は監督員と協議を十分に行い学校運営に支障きたさぬよう十分に配慮すること。
- ・外壁改修及び屋上防水改修工事については、学校運営に配慮した計画とすること。
- ・学校施設の夏季休業日は令和5年7月21日から令和5年8月31日まで。